

令和8年熊本地震 復興支援定期預金 「ささえあい」

令和8年10月1日(木)より令和8年12月30日(水)まで

※お取扱い期間にかかわらず募集総額10億円となり次第、受付を終了させていただきます。

この度の令和8年熊本地震により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

東日本大震災の際には全国から多大なる支援をいただきました。

石巻商工信用組合では、その感謝と恩返しの意味を込めて、被災された皆さまに対する復興の一助として、令和8年熊本地震復興支援定期預金「ささえあい」の取扱いを開始いたしました。

被災地の一日も早い復興を願うお客様の心を届けるお手伝いをさせていただきます。

令和8年熊本地震 復興支援定期預金「ささえあい」の仕組み

○ 個人・法人の方で組合員及び組合員の同居家族の方がご利用いただけます。

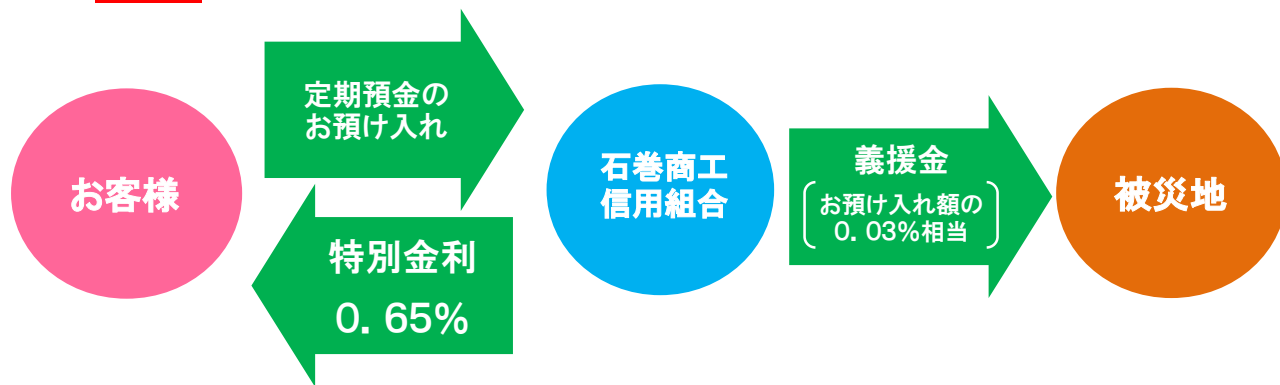
(組合員に新規加入された方も対象です。)

○ 全国信用協同組合連合会を通じて被災地の方に義援金をお届けします。

お客様には義援金のご負担はありません。

・この定期預金に御賛同いただき、お預け入れいただいたお客様には0.65%の利率を適用させていただきます。

・石巻商工信用組合はお預け入れいただいた金額の0.03%相当額を拠出し、義援金とします。



裏面の商品概要もご覧ください。



石巻商工信用組合

本店営業部	0225-95-3331	中里支店	0225-96-2075	飯野川支店	0225-62-2311
前谷地支店	0225-72-3079	松島支店	022-354-3426	豊里支店	0225-76-3024
湊支店	0225-96-8311	矢本支店	0225-82-6866	登米支店	0220-52-3252
蛇田支店	0225-93-8081	大街道支店	0225-95-9511	渡波支店	0225-25-0855

令和 8 年熊本地震 復興支援定期預金「ささえあい」

【商品の概要】

令和 8 年 1 0 月 1 日現在

商品名	・ 令和 8 年熊本地震復興支援定期預金「ささえあい」
ご利用いただける方	・ 個人：組合員および組合員家族 ・ 法人：組合員 非組合員の方で本商品のご利用を希望する方は出資加入いただくことで組合員になることができます。
取扱期間	令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～令和 8 年 1 2 月 3 0 日（水）
募集金額	1 0 億円 ※期間中であっても募集総額に達した時点で締切りとなります。
期間	・ 1 年 ・ 自動継続型（元金継続型または元利金継続型）のお取り扱いとなります。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入（証書式のお取り扱いといたします。） ・ 当組合本支店のうち 1 店舗のお取り扱いとなります。 ・ 1 0 万円以上 5 0 0 万円以下 お一人（一法人）さま 5 0 0 万円以下とします。 ・ お預入れは新規（現金、普通預金・定期積金満期等からの振替）に限らせていただきます。 なお、当組合にお預入れいただいている既存の定期預金から預け替えする場合は、現金、普通預金・定期積金等から 5 0 %以上の増額が必要です。 （注）定期預金を解約し、一度、現金の払い戻しまたは普通預金等に預け替えいただき、改めて本定期預金を作成する場合は、解約した金額の 5 0 %以上の増額が必要となります。 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	・ 固定金利 0.650% ・ 金利情勢の変動等により、お取り扱い期間中に金利を見直す場合があります。 ・ 満期後に一括してお支払いいたします。 ・ 自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利（スーパー定期＜1 年＞）を適用いたします。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算となります。
税金	・ 個人：20%の源泉分離課税（国税 15%・地方税 5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（15.315%、地方税 5%）となります。 ・ 法人：総合課税＜非課税法人は除く＞
付加できる特約事項	・ マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。
中途解約時の取扱い	・ 原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（少数点第 3 位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻しします。 ① 6 ヶ月未満 解約日における普通預金利率 ② 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率×50%
義援金	・ 石巻商工信用組合はお預入いただいた金額の 0.03%相当額を拠出し、義援金として全国信用協同組合連合会を通じて被災地の皆様へお届けします。 ・ お客様には義援金のご負担はありません。